

平成 26 年 1 月 10 日

子育て世帯臨時特例給付金 Q & A

問1 基準日以降に、支給対象者や対象児童の状況に変化が生じた場合、子育て世帯臨時特例給付金の取扱いはどのようになりますか。

- ①支給対象者が死亡した場合
- ②支給対象者が海外に転出した場合
- ③支給対象者が離婚した場合（配偶者であった者が児童を養育している場合）
- ④支給対象者がDV加害者となった場合（DV被害者が児童を養育している場合）
- ⑤対象児童が死亡した場合
- ⑥対象児童が海外に転出した場合

（答）

○ 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）以降に、上記①～⑥により支給対象者及び支給対象児童の状況に変化が生じた場合の取扱いについては、次のとおりです。

- ① 支給対象者が死亡した場合は、配偶者等が受給する取扱いとする予定です。
- ② 支給対象者が海外に転出した場合についても、原則として支給の対象となりますが、振込口座については原則として支給対象者名義の国内の口座（児童手当の振込口座等）に限る取扱いとすることを検討しています。
- ③ 支給対象者が離婚した場合についても、支給の対象となります。
- ④ 支給対象者がDV加害者となり、配偶者及び対象児童が避難している場合には、児童手当の仕組みを活用し、当該加害者ではなく、配偶者へ支給する取扱いとする予定です。
- ⑤ 対象児童が死亡した場合は、支給の対象とはなりません。ただし、支給決定後に死亡した場合については、支給の対象となります。
- ⑥ 対象児童が海外に転出した場合についても、原則として支給の対象となります。

○ なお、上記における具体的な事務の取扱いについては、追ってお示しする予定です。

問2 平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者が支給対象とされていますが、児童手当の受給資格があるにもかかわらず、申請していない者や、手続きが遅れて 2 月分以降からの受給となった者については、支給対象外としてよいですか。

（答）

○ 子育て世帯臨時特例給付金は、原則として基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者を対象とすることから、ご質問のように、平成 26 年 1 月分の児童手当の申請をせず、又は申請が遅れたことにより、その支給対象とならない者は、子育て世帯臨時特例給付金についても、支給の対象とはな

りません。

- ただし、例えば平成 25 年 12 月に受給資格が生じたものの、病気や事故等により 2 月に児童手当の申請を行った場合で、遡って平成 26 年 1 月分からの児童手当の認定を受けた場合については、平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者となることから、子育て世帯臨時特例給付金についても、支給の対象となります。

問3 基準日においては児童手当受給者とされていたが、平成 26 年 3 月になって平成 25 年 12 月に遡及して児童手当の支給事由が消滅した場合の取扱いはどのようになりますか。

(答)

- 子育て世帯臨時特例給付金は、原則として基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者を対象とすることから、平成 25 年 12 月に遡って児童手当の支給事由が消滅し、平成 26 年 1 月分の児童手当の受給者でなくなった者については、支給の対象とはなりません。

問4 基準日時点で児童と別居しており、別居監護で児童手当を受給している者については、その児童の住所地の市町村ではなく受給者の住所地の市町村にて支給することになりますか。

(答)

- 基準日（平成 26 年 1 月 1 日）時点で児童と別居している場合は、児童手当と同様に、原則として基準日時点において支給対象者の住所地の市町村から支給することになります。

問5 基準日時点で平成 25 年 6 月の現況届が未提出であり、児童手当の支払いを差し止めている者についても、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者になりますか。

(答)

- 子育て世帯臨時特例給付金は、原則として基準日（平成 26 年 1 月 1 日）における平成 26 年 1 月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者を対象としていることから、児童手当の支払いを差し止められている者が現況届を提出したことにより、平成 26 年 1 月分の児童手当が遡って支給された場合は、子育て世帯臨時特例給付金についても支給の対象となります。

問6 子育て世帯臨時特例給付金の支給後、市町村民税の修正申告等により、平成25年所得が児童手当の所得制限以上となった場合、又は非課税となった場合の取扱いはどのようにになりますか。

(答)

- 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者が、市町村民税の修正申告等により、遡って子育て世帯臨時特例給付金の対象外となった場合については、これを返還していただく必要があります。
- ただし、修正申告等により非課税となり、臨時福祉給付金の対象となった場合についての具体的な調整方法等については、追ってお示しする予定です。

問7 市町村民税の未申告者は、子育て世帯臨時特例給付金の支給対象となりますか。

(答)

- 市町村民税の未申告者については、臨時福祉給付金の申請時に、申請書において、課税される所得金額がない旨を申告していただくことによって臨時福祉給付金の支給が可能となるものと考えています。ただし、臨時福祉給付金の支給後に支給対象者でないことが判明した場合、当該給付金を返還することについて、申請者の同意を得ることを予定しています。
- なお、臨時福祉給付金の支給後に課税者であることが判明し、子育て世帯臨時特例給付金の対象となった場合の具体的な調整方法等については、追ってお示しする予定です。

問8 公務員について、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所属庁が発行する予定となっていますが、証明書の様式等は示されますか。また、記載事項はどのようなものになりますか。

(答)

- 公務員に係る平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書については、追って様式をお示しする予定です。
- なお、記載事項についても現在検討中ですが、基準日時点で児童手当の受給者であることや、受給者及び支給対象児童の氏名・住所等、可能な限り、支給を行う市町村において必要となる情報が把握できるものとする予定です。

問9 公務員に対する申請勧奨や制度の周知はどのように行えばよいですか。

(答)

- 公務員の支給対象者に対する申請勧奨や、制度の周知については、一義的には所属庁

が行い、申請漏れが発生しないよう各所属庁に対して取組を促す予定であり、取組の具体例を追ってお示しする予定です。

- ただし、市町村においても、ホームページや市報等により広く周知を図ることが有効であると考えます。

問10 システム改修等の費用も事務費の対象となりますか。また、対象となる場合、臨時福祉給付金と一体のシステムを構築した場合はどのように事務費の申請を行えばよいですか。

(答)

- 子育て世帯臨時特例給付金に係る事務取扱交付金では、審査事務等に要する人件費や郵送費、広報経費のほか、システム改修（開発）に係る経費についても補助の対象としています。
- また、支給事務を行うに当たり、臨時福祉給付金と一体のシステムを構築することが考えられますが、事務費の申請の際には、例えばそれぞれの給付に係る対象人数で按分する等の方法が考えられます。

<以下、臨時福祉給付金において平成25年12月26日に発出したQ&A>

問11 子育て世帯臨時特例給付金の趣旨及び事務の性格は何ですか。

(答)

- 子育て世帯臨時特例給付金は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、支給するものです。

また、事務の性格は自治事務になります。

問12 子育て世帯臨時特例給付金の対象児童と、臨時福祉給付金の給付対象者については、どのような関係になりますか。

(答)

- 子育て世帯臨時特例給付金の対象児童からは、臨時福祉給付金の給付対象となる児童は除かれることとなります。このため、臨時福祉給付金の給付対象要件を満たす児童については、臨時福祉給付金が支払われる一方で、子育て世帯臨時特例給付金は当該児童の保護者には支払われません。

問13 子育て世帯臨時特例給付金の支給審査に当たって、臨時福祉給付金を支給した給付対象者の名簿は必要になりますか。

(答)

- 臨時福祉給付金の給付対象者は、平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）になります。
- このため、子育て世帯臨時特例給付金の支給審査では、対象児童の扶養者について、平成26年度分の市町村民税（均等割）が課税されているかなどの課税状況等を確認し、対象児童が臨時福祉給付金の給付対象者としての要件を満たしていれば、除外することとなります。したがって、子育て世帯臨時特例給付金の支給審査に当たって、臨時福祉給付金を実際に支給した給付対象者の名簿がないと審査できないということではないと考えています。ただし、子育て世帯臨時特例給付金の審査の円滑化のためにこうした名簿を利用することは考えられます。

問14 臨時福祉給付金の支給事業と子育て世帯臨時特例給付金の支給事業との連携について、具体的にどのような方法が想定されますか。

(答)

- 市町村が行う臨時福祉給付金の支給事業と子育て世帯臨時特例給付金の支給事業との連携については、例えば、
 - ① 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について同一のチラシ等の中で広報を行うこと、二つの給付金の問合せに対応するため専用ダイヤルやコールセンターを一本化すること、
 - ② 二つの給付金の申請開始時期を同時期に調整すること
 - ③ 申請書を受け付ける共同の窓口を設けること、などが考えられます。
- 国としても、今後、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金が記載されたより詳細な内容のチラシ等の例など、臨時福祉給付金の支給事業と子育て世帯臨時特例給付金の支給事業との連携方法について、お示ししていく予定です。